

7 伊達市立図書館運営基本方針の実践にあたって

前項までに示したとおり、伊達市立図書館あり方検討委員会をはじめとした市民の意見を基に伊達市立図書館運営基本方針を策定しましたが、全ての項目を実践するためには次の取り組みが必要です。

1. 人員配置

市民の課題解決を正確かつ迅速に行うには、図書館職員としての経験を積み、高いレファレンス能力を身に着けた職員をバランスよく配置する必要があります。

また、電子媒体及び郷土資料の閲覧サービス充実、蔵書の適正管理、幼児・児童生徒・大人・高齢者が満足する読書普及事業等を実施・充実するため、職員の計画的かつ適正な配置について検討します。

2. 施設

現在図書館として利用している建物は1980（昭和55）年に建設されたものであり、建物や設備の老朽化が進み様々な問題を抱えています。

また、施設の面積も方針の実施に資したものではなく、より広い空間を確保する必要があります。現在の建物で方針を実施する際の主な問題点は次のとおりです。

- ①大人と子どもの読書空間を分離することが困難
- ②飲食スペースを新設する場所がない
- ③閲覧席の拡充ができない
- ④映像資料・電子資料閲覧席を新設することができない
- ⑤わかりやすい図書資料の配架にあたって、通路を広く確保できない
- ⑥館内掲示を行う際のスペース不足
- ⑦図書資料を保管する際に、適した温度・湿度設定ができない

目標とするサービスを提供できる図書館運営を行うためには、施設の更新は避けて通ることができない状況にあることから、利用者の利便性を重視したバランスの良い館内設備の配置について検討し、将来的に施設の増改築に向けた研究を進めます。